

<ジュニア NISA 特約>

2021 年4月1日(木)よりジュニア NISA 特約を以下の通りに改定いたします。

■改定日:2021 年4月 1 日

■改定規定:ジュニア NISA 特約

■変更箇所・追加(削除)する文章は**朱書き**

目次(下記変更文言の量に応じて、目次ページ数も変更)

改定前		改定後	
<p>パワーフレックス取引共通規定 2.申込み (1) ①この取引を申し込まれるときは、当行所定の申込書に必要事項を記入し、印章または署名をお届けのうえ、当行所定の本人確認書類を添付して提出してください。なお、この申込みは、原則として前条 1 項各号の取引およびサービスのうち、投資信託総合取引を除くすべての取引およびサービスの申込みとして取扱います。</p>	<p>(ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座用)条文  ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座においては、本項末尾に「ただし、外貨預金については、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第 27 条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が開設されるまでにご利用いただけません。お客さまが外貨預金の利用を希望される場合、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第 27 条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づく非課税口座の開設時以降、当行所定の方法により、その旨をお申出ください。」の規定を追加します。</p>	<p>パワーフレックス取引共通規定 2.申込み (1) ①この取引を申し込まれるときは、当行所定の申込書に必要事項を記入し、印章または署名をお届けのうえ、当行所定の本人確認書類を添付して提出してください(当行所定の方法により、当行所定のコンピュータ端末により申し込むこともできるものとします。)。なお、この申込みは、原則として前条 1 項各号の取引およびサービスのうち、投資信託総合取引を除くすべての取引およびサービスの申込みとして取扱います。</p>	<p>(ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座用)条文  ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座においては、<b>コンピュータ端末により申し込むことはできません。また</b>、本項末尾に「ただし、外貨預金については、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第 27 条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が開設されるまでにご利用いただけません。お客さまが外貨預金の利用を希望される場合、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第 27 条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づく非課税口座の開設時以降、当行所定の方法により、その旨をお申出ください。」の規定を追加します。</p>
<p>投資信託受益権および投資信託受益証券の累積投資約款 6.果実の再投資 (2)非課税口座(以下この約款において</p>	<p>(ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座用)条文  ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座</p>	<p>投資信託受益権および投資信託受益証券の累積投資約款 6.果実の再投資 (2)非課税口座(以下この約款において</p>	<p>ジュニア NISA 専用パワーフレックス口座においては、「未成年者口座(以下この約款において「ジュニア NISA 口座」という。)において非課税とされる収益分配金は、</p>

<p>「NISA 口座」という。)において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定または累積投資勘定(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づき、NISA 口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うために当行において記録する勘定で、非課税管理勘定については 2014 年から 2023 年まで、累積投資勘定については 2018 年から 20<del>37</del> 年までの、それぞれ各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)で管理する公募株式投資信託(株式投資信託の内、不特定かつ多数(50 名以上)の投資家を対象にした投資信託をいいます。以下同じ。)に対して支払われるものが対象となり、特定口座または投信口座で管理する公募株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。</p> <p>また、同一銘柄の公募株式投資信託を NISA 口座および特定口座または投信口座で管理する場合には、各々の口座での保有口数に応じた収益分配金が非課税または課税となります。</p>	<p>においては、「未成年者口座(以下この約款において「ジュニア NISA 口座」という。)において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款に基づきジュニア NISA 口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うために当行において記録する勘定をいいます。以下同じ。)で管理する公募株式投資信託(株式投資信託の内、不特定かつ多数(50 名以上)の投資家を対象にした投資信託をいいます。以下同じ。)に対して支払われるものが対象となり、特定口座または投信一般口座で管理する公募株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。</p> <p>また、同一銘柄の公募株式投資信託をジュニア NISA 口座および特定口座または投信一般口座で管理する場合には、各々の口座での保有口数に応じた収益分配金が非課税または課税となります。」とします。</p>	<p>「NISA 口座」という。)において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定または累積投資勘定(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づき、NISA 口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うために当行において記録する勘定で、非課税管理勘定については 2014 年から 2023 年まで、累積投資勘定については 2018 年から 20<del>42</del> 年までの、それぞれ各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)で管理する公募株式投資信託(株式投資信託の内、不特定かつ多数(50 名以上)の投資家を対象にした投資信託をいいます。以下同じ。)に対して支払われるものが対象となり、特定口座または投信口座で管理する公募株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。</p> <p>また、同一銘柄の公募株式投資信託を NISA 口座および特定口座または投信口座で管理する場合には、各々の口座での保有口数に応じた収益分配金が非課税または課税となります。</p>	<p>各年分の非課税管理勘定(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款に基づきジュニア NISA 口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うために当行において記録する勘定をいいます。以下同じ。)で管理する公募株式投資信託(株式投資信託の内、不特定かつ多数(50 名以上)の投資家を対象にした投資信託をいいます。以下同じ。)に対して支払われるものが対象となり、特定口座または投信一般口座で管理する公募株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。</p> <p>また、同一銘柄の公募株式投資信託をジュニア NISA 口座および特定口座または投信一般口座で管理する場合には、各々の口座での保有口数に応じた収益分配金が非課税または課税となります。」とします。</p>
---	---	---	--